

平成28年度
事業計画

社会福祉法人 読谷村社会福祉協議会

平成 28 年度 事業計画

基本方針

近年、少子・高齢化の進展や単身世帯の増加、働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変化し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤独死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待などの権利擁護の問題など、地域における生活課題は複雑・多様化しています。

また、生活困窮者自立支援法の制定による、今後の社会的孤立防止に向けた取り組みや、介護保険制度の見直しによる「新しい総合事業」の創設等、住民主体による生活支援サービスのあり方についての検討が必要となっております。

このような社会情勢において、住民のだれもが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるように住民同士のつながりを大切にし、相互に助け合うという関係や仕組みを構築し、地域福祉を推進することがますます重要となっており、社会福祉協議会の役割の重要性が今まで以上に問われています。

一方、「社協・生活支援活動強化方針」において、地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた活動の方向性が示される中、本会では、地域における相談窓口の整備を図り、地域住民とともに地域二一ズの早期発見・相談支援体制を確立し、公的福祉サービスだけでは充分対応できない地域の様々な福祉課題に対応できるよう地域住民相互の支え合いによる自立した地域生活を支える仕組みづくりを地域住民、行政、福祉関係団体、企業、ボランティア等と連携・協働で進め、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

重点目標

- (1) 地域福祉ネットワーク事業の推進（地域における生活困窮者支援等の基盤づくり事業）
- (2) 地域支え合い推進事業の推進
- (3) 読谷村ボランティアセンター事業の充実強化
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (5) 生き生き健康センター・共同販売センター指定管理における経営強化

指定管理者制度に伴う事業においては、利用者や地域に密着したサービスの提供を目指した、生き生き健康センターの管理運営と本会の収益事業の一つとしての共同販売センターの販路拡大にこれまで以上に努めてまいります。

【1】法人運営

1. 会務の運営

会務の円滑なる運営並びに効率よく事業執行経営ができるよう、次のとおり会議を開催し機能強化に努めます。

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 監査の実施
- (3) 各部署連絡会の開催（総務・地域福祉・介護保険）
- (4) 役職員・評議員研修会の開催
- (5) 総合福祉センターの運営会議の開催
- (6) 生き生き健康センターの運営会議の開催
- (7) 共同販売センターの運営会議の開催

2. 財源の確保

住民の生活課題やニーズの解決、地域づくり等に活かす地域福祉活動事業の充実強化を目標に自主財源の確保に努めてまいります。

- (1) 社協会員（費）の推進強化
 - 戸別会費
 - 賛助会費
 - 施設団体会費
- (2) 赤い羽根共同募金運動の実施（推進）
 - 期間：平成 28 年 10 月 1 日～12 月 31 日
 - 各種募金内訳（戸別募金、職域募金、学童募金、個人募金、法人募金、その他）
- (3) 歳末たすけあい運動の実施（推進）
 - 期間：平成 28 年 12 月 1 日～12 月 31 日
- (4) チャリティ活動への共催、後援

3. 調査・広報啓発活動

住民が地域で安心して暮らし続けるために必要な情報を広報誌やホームページ、マスコミ等の積極的な活用で新しい福祉情報、社協情報を発信し、地域広報活動の充実強化に努め、住民座談会や社協事業・活動への住民参加を通して社会福祉に対する理解と関心を深め、意識の高揚を図ります。

- (1) 社協だよりの発行（年 6 回）
- (2) ボランティア情報誌の発行
- (3) 広報よみたん、FMよみたん、各新聞社の活用
- (4) 各種週間行事の啓発宣伝（ポスター・チラシ）
- (5) ホームページによる社協福祉情報の発信

【2】地域福祉活動の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるため、地域住民、民生委員児童委員協議会、自治会、ボランティア等と協働・連携して福祉サービスの提供を行い、地域福祉活動・在宅福祉サービスの推進を行う。

1. 相談事業の推進

住民のあらゆる生活・福祉問題を受け止め、適切な助言・援助を行うために、より身近なところで地域とのつながりをもちながら問題解決が図られるよう、関係機関等と連携を図り相談窓口の充実に努めます。

(1) ふれあい相談所の運営

誰もが身近に日常生活上の悩みごと、心配ごとを気軽に相談できる窓口として、4 人の相談員を配置し、村民からの相談を受け関係機関と連携した相談活動を行う。

①一般相談

毎週月曜日～金曜日：午後 1 時～4 時（旧盆・年末年始、祝祭日は休み）

(2) 地域において福祉の相談窓口開設に向けての取組み

より身近なところで、困っている声（SOS）を挙げられない人たちの問題を地域で発見していく相談窓口づくりのための関係者等との連絡調整会議の開催。

2. 日常生活自立支援事業（権利擁護事業）

判断能力が不十分（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者）な状態の方や日常生活に不安のある方が在宅等で安心した生活ができるように、「中部地域福祉権利擁護センターくくる」

と連携し、利用者の日常生活支援を行う。

- ①日常生活自立支援事業推進員の設置
- ②生活支援員の確保及び活動援助
- ③利用者の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助

3. 在宅福祉サービス事業

(1) ふれあい食事サービス事業

一人暮らし高齢者や高齢者世帯及び障がい者を対象に、調理ボランティア、配達ボランティアの協力を得ながら無料のお弁当を週1回提供、利用者の健康増進と安否確認を図ることを目的として実施する。

- ◆ボランティア連絡会の開催（調理ボランティア・配達ボランティア）
- ◆調理・配達ボランティア交流会 ◆調理ボランティア料理講習会

(2) 在宅介護者ゆんたく会

在宅で介護をしている家族を対象に介護方法や介護者の健康づくり等の介護情報の提供、介護者同士の交流を通して心身のリフレッシュを図る。

(3) 外出支援サービス事業（受託事業）

要援護高齢者を対象に「はいさい号（リフト付き車両）」を運行し、医療機関等への移送を支援する。

4. 各種福祉団体の支援及び施設団体協働事業

福祉団体等の地域福祉の実現のために各福祉団体及び福祉関係機関との調整、連携を図り活動の支援を行う。

(1) 各種福祉団体〈支援団体〉

- ①読谷村民生委員児童委員協議会
- ②読谷村身体障害者協会
- ③読谷村障害児者を守る父母の会
- ④読谷村精神療養者家族会
- ⑤読谷村母子寡婦福祉会
- ⑥読谷断酒会・読谷断酒家族会

(2) よみたん福祉団体施設連絡会による協働事業

- ①よみたん福祉運動会
- ②よみたん福祉納涼まつり

【3】地域福祉ネットワーク事業の推進（受託事業）

ー 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 ー

誰もが身近な地域において、安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組み推進を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを広げ、互いに理解し合い、誰も排除しない地域社会を目指すために、地域全体で支える基盤づくりを構築することを通じて、地域福祉の推進を図ります。

(1) 地域の福祉ニーズを把握するための事業

- ①「地域づくり住民座談会」の開催（住民福祉ニーズ調査事業）

各地域においての住民座談会を通して、地域の魅力や生活課題などに気づき、主体的に、地域における課題解決に向けて取り組むきっかけになることを目的とする。

- ②各種相談窓口や関連機関との連携による対象者（困窮世帯）把握と福祉ニーズの調査
支援を必要としている（困窮者世帯）の状況把握のため、関連機関等との連携を図り情報収集を行い、効果的な支援体制の構築を図る。

（２）地域の福祉ニーズを踏まえた福祉推進事業

①地域支え合い活動体制づくり事業（新規6箇所予定）

【現在7ヶ所実施】長浜・大木・渡慶次・宇座・大添・瀬名波・都屋

住み慣れた地域において、要援護者が安心して生活ができるよう、自治公民館、読谷村民生委員児童委員協議会等と連携し、地域での見守り・支え合い体制の構築を目指し、各地域に「地域支え合い活動委員会」の発足及び運営支援や地域住民への見守り支え合い活動の普及・啓発などを行う

- 見守り活動等に活用するために要援護者（気になる世帯）マップの作成
- 地域における要援護者（気になる世帯）への支援者組織の立ち上げ連絡会の開催
- 地域における要援護者（気になる世帯）への個別見守り支援

②地域見守りネットワーク事業

◎地域見守り活動

地域において、何らかの支援を必要としている方々の見守りを地域住民、民間事業者ができる範囲で関係機関等と見守り役割分担を行い「地域見守り協定」の締結を行いネットワークを構築する

【現在3事業所締結済】①日本郵便株式会社沖縄郵便局

②琉球新報販売店

③沖縄タイムス販売店

【今年度締結予定】沖縄ヤクルト株式会社、タクシー会社等（予定）

◎介助や見守りが必要な方への対応を学ぶセミナー

地域または会社や店舗などに介助や見守りが必要と思われる方がいた場合に、さりげなく対応できる技術や方法を学ぶとともに、企業や事業所等に地域福祉活動への関心を高めてもらい、主体的に参加できるような基盤づくりを目的とする。

③フードバンク（一人一品運動）による地域づくり

食料困窮世帯への支援事業として、地域住民や企業等へ食料品の提供の協力をを行い、食料を必要としている方々へ提供していく。この活動を通して地域住民の支え合う意識の高揚と必要な時にすぐ提供ができる体制の整備をしていくことを目的とする。

④傾聴ボランティア養成講座

家族や地域との結びつき意識の希薄化に伴い、地域で寄り添いを必要としている方の孤独感や不安を軽減させ、より良い人間関係を築いていくためにボランティア養成を開催する。

⑤地域のみんで「子育てと見守り」を考える講座

沖縄県の子どもたちの貧困をめぐる状況は極めて深刻である。親の世代の貧困が子どもの世代の貧困にもつなげる負の連鎖を止められない現状がある。地域で「子育ての支援」や「子どもの見守り」活動、住民同士で支え合うことのできる地域づくりを目的に開催する。

<内容> ◎沖縄の子どもたちの貧困に関すること ◎子育ての支援見守りに関すること

⑥人と人とがつながりあい・ふれあい共に考え支え合う活動事業

～ 孤立させないやさしい地域をつくろう ～

社会的孤立から家族や地域社会とのつながりの回復に向けて、地域にある SOS や気になる生活課題を拾い上げ整理し、解決に向け話し合う場の設定や地域住民へ理解を求め、つながり合う場づくりを行い、モデル地域を設定し、人としての尊厳を守り排除をしない地域づくりを目指すことを目的に実施する。

◎地域の関係者会議の開催

◎地域での支援者・サポーターの募集

【4】災害時支援活動体制づくり事業

災害時に要援護者の状況などにすみやかに対応するため、平常時から「減災・防災」について取り組むことで、支え合う地域づくり、災害に強い地域づくりを構築していくことを目的とする。

◎平常時からできる「減災・防災」研修会の開催

【5】地域生活支援事業（受託事業）

（1）声の広報発行事業

視覚障がい者への情報支援として音訳ボランティアの協力を得て、広報誌等を録音し、定期的に提供する。活動 PR を行い情報提供の輪を広げるとともに、利用者のニーズに即した活動につなげる。

（2）福祉機器リサイクル事業

提供された福祉機器（車椅子・介護用ベット・松葉杖等）をリサイクルし、必要とする方へ無料で貸出をする。

（3）スポーツレクリエーション交流事業

障がい者スポーツ「ボッチャ」等を通して交流を図ることで、スポーツの楽しさや生きがいづくりの機会とし、また障がい者に対する理解を深めることで社会参加の場が広がる機会となることを目的に開催する。

（4）地域でつながり合うために学ぼう「精神疾患の基礎理解」

住み慣れた地域で誰でも安心して生活し続けることができるために精神疾患について正しく学び理解し、地域生活の中で、さりげなく寄りそい、つながり合うことができる地域社会をめざし共に考えることを目的とする。

（5）災害時の備え・対応についての学習会

村内の障がい者を対象に災害に関する事を学習し、災害に対する備えや対応を学び、また実際に災害がおこった場合、障がい者がどういった支援を必要とするか当事者や関係機関で意見交換を行う場づくりにしたいと考えている。また、村身体障害者協会と連携し、平成 28 年度は聴覚障がい者を対象として開催する。

【6】ひとり親家庭福祉活動の推進

（1）夏休み学童クラブ事業

ひとり親家庭の幼稚園～小学校低学年を対象として夏休み期間中に保護者が就労により日中家庭で見守ることが困難な児童を対象に、交流や集団生活を通して児童の健全育成を図ることを目的に「学童クラブ」を開催する。

期 間：夏休み期間中（7月～8月）

【7】福祉教育及びボランティア活動の推進

子どもから高齢者までの福祉に対する理解を深め、地域福祉推進の担い手として福祉意識の高揚を図り福祉教育の推進に努めます。

ボランティアに対するニーズは今後ますます多様化することから、地域住民の知識と技能生かしたボランティア活動の機会づくりや相談・斡旋、ボランティア講座を実施し、ボランティアの育成や団体及び個人の自主的活動の支援を行う。

1. 福祉教育の推進

(1) 福祉教育推進事業指定及び助成金交付

(認可保育園 6 園・幼稚園 5 園・小学校 5 校・中学校 2 校・高校 1 校)

(2) ボランティア活動の推進

◎ ボランティアセンター機能の充実

- ① ボランティア登録、更新
- ② ボランティア活動保険加入促進
- ③ ボランティアに関する相談、斡旋
- ④ ボランティア団体及びボランティア活動推進園校に指定
- ⑤ 社協登録・ボランティアグループ活動への助成
- ⑥ 福祉施設へのボランティア斡旋及び連絡調整
- ⑦ 各種ボランティア団体交流事業の開催
- ⑧ 中・高校生ボランティアスクールの開催
- ⑨ 募金活動の協力

(3) ボランティア団体への援助

各種ボランティア団体活動の調整や支援、ボランティア育成を目的とする講座の開催など、事業を通して学習や交流の場を提供し、ボランティア活動への助成を行い活動を支援する。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 読谷村ボランティア団体連絡協議会 | ⑦ ゆいまーる共生事業（村内 23 カ字） |
| ② 手話サークル「花織」 | ⑧ 大木ふれあい会 |
| ③ 手話サークル「ゆんたんじゃ」 | ⑨ 読谷村赤十字奉仕団 |
| ④ リーディングサービス「ともしび」 | ⑩ 更生保護女性会 |
| ⑤ 要約筆記サークル「ほほえみ」 | |
| ⑥ 介助ボランティア「心嘉野会」 | |

【8】低所得者に関する支援及び法外援護活動

経済的な不安を抱える住民の生活相談について、必要な生活福祉資金や民生金庫の貸付を行い生活の安定を図り、低所得者の自立と生活意欲の助長を図ることを目的として各種事業を推進する。

(1) 法外援護活動事業

緊急に援助が必要な世帯に対し必要な物品等の援助を行い、自立に向けて相談、関係機関と連携を図る。

(2) 歳末たすけあい義援金配分事業

1 2 月に実施される歳末たすけあい運動で集められた募金を支援が必要な世帯へ義援金として配分を行う

(3) 生活福祉資金貸付事業の実施

(4) 民生金庫貸付事業の実施

(5) フードバンクの協力による食料品提供

【9】福祉サービスの苦情解決事業

社協の提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、利用者の満足度を高めるとともに、解決を進め社協の信頼及び適正性の確保を図るため、受付担当者や解決担当者を配置するとともに、客観性を確保するため第三者委員を配置して事業を推進する。

- ①苦情受付担当者の配置
- ②苦情解決責任者の配置
- ③「第三者委員」の設置

【10】その他の事業

1. 福祉バス運行事業

社会福祉関係団体等が社会福祉事業推進を目的とした活動に対し、福祉バスの貸出を行う。

【11】読谷村共同募金委員会募金活動の推進

赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動は、地域福祉活動の主な福祉財源としてその役割は大きく、多様化する福祉ニーズに応えるため多くの村民に趣旨を理解していただき信頼される募金奉仕活動を推進する。

- (1) 赤い羽根共同募金運動 (10月1日～12月31日)
- (2) 歳末たすけあい募金運動 (12月1日～12月31日)
- (3) 災害時における募金活動への協力(地震・台風・水害等の災害)

【12】共同販売センター経営の推進

村より指定管理を受け、読谷村の伝統工芸品である陶器、読谷山花織、琉球ガラス等の販売促進に努めるとともに、「読谷やちむん市」を開催し、本会の収益事業の一環として健全な経営を図ってまいります。

【13】介護保険事業等の推進

本会が実施している介護保険事業、障害福祉サービス事業においても、介護保険制度改正に沿って新たなサービス展開の調査・研究に取り組み、利用者が意志及び尊厳をもって、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう支援すると共に、利用者やその家族のニーズ把握を行い、良質かつ適切なサービスを提供してまいります。

(1) 居宅介護支援事業（読谷村社会福祉協議会居宅介護支援事業所）

- ①居宅介護
- ②介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- ③介護保険外の社会資源やボランティア団体等の紹介

(2) 通所介護事業（よみたん生き生き健康デイサービスセンター）

【介護給付】

- ①通所介護

【介護予防・生活支援サービス事業】

＜通所型サービス第1号通所事業＞

- ①介護予防通所介護相当サービス事業（現行の通所介護）

②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）受託

「わんからデイサービス」

内 容：高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業

対象者：要支援認定者、事業対象者

日 時：毎週火曜日 午前 10 時～午後 3 時

場 所：生き生き健康センター2 階

（3）訪問介護事業（よみたん社協ホームヘルプサービス）

【介護給付】

①訪問介護

【介護予防・生活支援サービス事業】

＜通所型サービス第 1 号訪問事業＞

①介護予防訪問介護相当サービス事業（現行の訪問介護）

【14】障がい福祉サービスの推進

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、安心して自分らしく自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービスの提供を行う。

【介護給付】

（1）居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において必要な介護、家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行う。（入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除等）

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方

①居宅において必要な介護、家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行う。（入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除等）

②外出時における移動中の介護を総合的に行う

（3）同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を提供する。

【地域生活支援事業】

（1）移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進する。